

2022（令和4）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

【事例】

Xは、旧友のYから「投資に興味はないか。今度、すごく勉強になる投資セミナーが開催されるから、話だけでも聞かないか。」との誘いを受けた。折しも、勤務する会社の業績に不安を抱えていたXは、Yの誘いに応じ、Zの主催するセミナーに参加した。

Zは、セミナー参加者らに金融商品甲を紹介するとともに、「甲はこの先確実に値上がりするから、投資すれば簡単に億万長者になれる。」と述べて購入を強く勧めた。X及びYは甲が高額であったためちゅうちょしたが、Zから「私の助言に従って投資し、成功した人は大勢いる。儲けたいなら今がチャンスだ。」などと言われて甲の購入を決断し、代金としてそれぞれ300万円を支払った。

その後、いくらまっても甲は値上がりせず、それどころか実際にはほとんど金銭的価値がないことが判明した。そこで、X及びYは、Zを被告として、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した（以下、本件訴訟という）。

問1 複数人が共同で原告又は被告として関与する訴訟形態を、なんというか。

問2 本件訴訟の訴訟物は何か。個数に注意して解答せよ。

問3 本件訴訟の係属中、Yが、「Zと話がついたので裁判はやめることにした。」として、裁判所に対し、書面により訴えを取り下げる旨の意思表示をした。Zは取下げについて特段の異議を述べなかったが、Xは、「いっしょに訴えを提起したのに、自分に断りもなく一人だけやめるなんて許されない。」としてその無効を主張している。

この場合において、Yによる訴えの取下げは有効か。本件訴訟ではXとYが共同で原告となっていることに留意しつつ、解答しなさい。